

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十五号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>九の七（略）</p> <p>(1) 法第三条第二項ただし書の規定による申請者の身分上の事実確認（法第四条の二ただし書の規定により外務大臣が特に必要があると認める場合、法第五条第三項に規定する指定地域へ渡航しようとする者若しくは法第十三条第一項各号のいずれかに該当する者が申請者である場合又は緊急の必要がある場合であつて別に規則で定める場合を除く。(2)から(7)までにおいて同じ。）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 法第三条第五項の規定による現有旅券の確認</p> <p>(4) 法第八条第一項（法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による出頭の要求</p> <p>(5) 法第八条第二項若しくは第三項後段又は法第十九条第五項の規定による返納旅券の受理</p> <p>(6) 法第八条第三項の規定による出頭の免除</p>	（略）	<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>九の七（略）</p> <p>(1) 法第三条第二項ただし書の規定による申請者の身分上の事実確認（法第四条の二ただし書の規定により外務大臣が特に必要があると認める場合、法第五条第三項に規定する指定地域へ渡航しようとする者若しくは法第十三条第一項各号のいずれかに該当する者が申請者である場合又は緊急の必要がある場合であつて別に規則で定める場合を除く。(2)から(5)までにおいて同じ。）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 法第八条第一項（法第十条第四項及び法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による出頭の要求</p> <p>(4) 法第八条第二項の規定による出頭の免除</p>	（略）

<p>(7) 法第十七条第三項の規定による届出者の確認及び紛失又は焼失の事実の確認並びに確認のための書類の提示又は提出の要求</p> <p>(8) (略)</p>		<p>(5) 法第十七条第三項の規定による届出者の確認及び確認のための書類の提示又は提出の要求</p> <p>(6) 法第十九条第五項の規定による返納旅券の受理</p> <p>(7) (略)</p>	
<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>七の二 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第八条第一項（法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による出頭者への一般旅券の交付</p> <p>(3) 法第八条第三項の規定による適当な方法による一般旅券の交付</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>事務</p> <p>七の二 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第八条第一項（法第十条第四項及び法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による出頭者への一般旅券の交付</p> <p>(3) 法第八条第二項の規定による適当な方法による一般旅券の交付</p> <p>(4) 法第十二条第一項の規定による一般旅券の査証欄の増補申請の受理</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(略)</p>

附 則

この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。